

赤ちゃんが生まれたら

出生届

問 市民課 ☎0984-23-1112

お子さんが生まれた日を含めて14日以内（国外で生まれた場合は3か月以内）に届出をします。

【手続きに必要なもの】

- ・出生届
- ・母子健康手帳



出生連絡票（兼低出生体重児出生届）

問 こども家庭センター ☎0984-23-4319

訪問指導、赤ちゃん健康診査や予防接種などを受けるために大切な届出です。また、出生体重が2,500g未満の赤ちゃんは、母子保健法で届出が義務づけられています。

児童手当

問 こども課 ☎0984-23-1278

高校生年代（18歳到達後最初の3月31日まで）までの児童を養育している方に支給する制度です（外国人の方も可。公務員は職場に申請。）。

【支給額（児童一人あたりの月額）】

	3歳未満	3歳以上高校生年代
第1子 第2子	15,000円	10,000円
第3子以降	30,000円	

※「第3子以降」とは、受給者が養育する子で、22歳到達後最初の3月31日までにある子から数えて3番目以降の児童

【支給月】

偶数月（2月、4月、6月、8月、10月、12月）の10日

※出生・転入の翌日から15日以内に申請してください。

【手続きに必要なもの】

- ・請求者名義の振込口座が分かるもの
- ・本人確認書類（運転免許証等）
- ・請求者と配偶者等の個人番号のわかるもの
- ・請求者の健康保険情報がわかるもの



要 申請

出産育児一時金

問 ほけん課 ☎0984-23-0116

各種健康保険に加入している方が出産した時に支給されます。

原則として健康保険から直接、医療機関に支払われます（直接支払い制度）。

※出産費用が支給額より低かった場合、または直接支払制度を利用せず、後日、国民健康保険から受取りを希望する場合は、支給申請が必要です。

※国民健康保険以外にご加入の方は、勤務先へお問い合わせください。

※国民健康保険にご加入の方の手続きは、市ほけん課で行います。

【手続きに必要なもの】

- ・出産された方の健康保険情報が確認できるもの（保険証登録のあるマイナンバーカードまたは資格確認書など）
- ・印鑑
- ・通帳
- ・出生証明済みの母子健康手帳
- ・出産費用がわかる領収書・明細書
- ・直接支払制度に関する合意書（直接支払制度を利用された方のみ）
- ・申請者の本人確認書類

子育て支援子ども医療費助成制度

問 こども課 ☎0984-23-1278

健康保険が適用された医療費の一部を助成します。

【対象者】

健康保険に加入している0歳から15歳到達後最初の3月31日までの児童

【助成内容】

【誕生から未就学児の自己負担上限額】

入院・通院 1診療報酬明細につき350円
※調剤薬局は全額助成

【小学生から中学生の自己負担上限額】

入院・通院 1診療報酬明細につき800円
※調剤薬局は全額助成

【手続きに必要なもの】

- ・子どもの健康保険情報が確認できるもの（保険証登録のあるマイナンバーカードまたは資格確認書など）
- ・保護者の本人確認書類



要 申請

おめでとう赤ちゃん祝品

問 こども課 ☎0984-23-1278

小林市で生まれた赤ちゃんの誕生を祝福し、市長からの応援メッセージと育児用品を贈ります。

【対象者】

出生届時から小林市に住民登録している赤ちゃん

【手続きに必要なもの】

- ・母子健康手帳



要 申請

妊婦支援給付金（2回目）

問 こども家庭センター ☎0984-23-4319

全ての子育て世帯が、安心して子育てができる環境整備に向けて、妊婦支援給付金を支給します。

【対象者】 申請時に市内に住所を有し、
出産予定日の8週間前の日以降の妊産婦

【給付金の額】 生まれた子1人あたり5万円

【手続きに必要なもの】

- ・妊婦給付認定通知書
- ・母子健康手帳
- ・印鑑
- ・通帳またはキャッシュカード
- ・本人確認書類



要 申請 審査 有

メモリアル フォトブース

結婚やお子さまの誕生、転入など皆さまにとって大切な記念の日を思い出に残すためのスポットとして、市役所1階に記念撮影ブースを設置しています。

フォトパネルや撮影用小物等も準備しており自由に撮影できますので、ぜひご利用ください。

【設置場所】 小林市役所本庁1階 多目的スペース（総合案内の東側）

【ご利用できる時間】 開庁日の8時30分から17時15分まで

※※ご確認ください※※

- ・撮影用のカメラやスマートフォンは各自でご準備ください。
- ・婚姻届などの届書を持っての撮影をご希望の場合は、届書を窓口へ提出する前に撮影してください。



上手なお医者さんのかかり方

お子さんの急な体調不良に慌てないためには、病気に関する基本的な知識や受診できる医療機関の情報などを
知っておくことがとても大切です。いざというときに慌てないために必要なポイントを紹介します。

（P19～P24の「こども救急ガイド」には、症状別の対応方法などを記載しています。）

【なんでも相談できるかかりつけ医を持ちましょう】

「かかりつけ医」とは、お子さんの体質や病歴を理解してくれる「一番身近なお医者さん」のことです。特に子どもは個人差も大きいので、継続して診療を受けることで、お子さんが過去にどんな病気をし、どんな症状が出やすいかを把握してもらい、お子さんにあった病気の知識や緊急時の対処法を知ることができます。もしものケガ・急病の時も、的確な助言や指導、診察を受けられるようにしておきましょう。健康診断や予防接種などもかかりつけ医での受診をお勧めします。

【日頃からお子さんの様子をしっかりと観察しましょう】

日頃からお子さんの特徴やくせ、体調を把握し、もしもの急病などの時にも、早めに発見できるようにしましょう。

【急な病気や事故でない場合は、診療時間内の受診をお願いします】

昼間、子どもの体調がおかしいと思ったら早めにかかりつけ医に診てもらいましょう。診療時間内はスタッフがそろっているので、充実した診療を受けることができます。また、診療時間外の救急診療は、緊急事態に備えるためのもので、医療スタッフや検査機器は重症の患者さんのために優先して運営されています。夜間や休日の急な病気で緊急を要する時以外は、診療時間内に受診しましょう。